## Miura Mari

## Welfare through Work

Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan

評者:新川 敏光

本書は、日本の労働福祉政策を長年にわたって研究されてきた三浦まり氏による満を持しての英文単著である。日本の社会科学において「輸入」の大幅超過がなかなか改善されない現状に鑑みて、そして国内市場に甘んじているわが身を顧みて、国際的評価の高いコーネル大学出版会からデビュー作を刊行された著者に最大限の敬意を表したい。

本書の強みは、何といっても三浦氏が日本国内に活動の拠点をもち、日本の労働と福祉に関して過去から現在までの事実関係について熟知しているため、海外の日本研究にありがちな強引な解釈や事実の歪曲がないことである。市場の特徴や構造的変化、さらには自民党政権の改革等に関する記述は信頼性が高く、細かい点は別にして、評者は概ね著者の見解に同意するし、納得できる。本書によって海外における日本の労働福祉政治への理解が飛躍的に高まるであろうことは間違いない。今後日本の政治を英語で学習する者にとって、本書は必読の一冊となるであろう。

このような積極的評価を前提に、評者には著者のいうwelfare through work概念が、よく理解できなかったことを告白しなければならない。この概念に評者が初めて接したのは、著者も参照文献として挙げているロバート・グディンの

Work and Welfareという論文であったように思う。この論文のなかでグディンは、ドイツのような労働市場における位置に応じた職域別社会保険制度をもつ保守主義福祉国家をwelfare through workと特徴づけていた。

日本は制度的にはドイツ型の社会保険をもつので、三浦氏の用語法はグディンに倣ったものかといえば、実は大きく異なる。三浦氏によれば、welfare through workとは、雇用保護政策が所得維持政策を機能的に代替しているシステムなのである(13頁)。機能的代替・等価という表現は昨今日本の福祉を雇用から見直そうという修正主義的議論のなかでよくみられるが、何が何のどのような機能を代替しているのかが明らかにされねばならない。

雇用を前提に、雇用を失くしたときに登場するのが福祉や所得維持政策であることを考えれば、それが雇用の代わりに生活を支えるというのは当然であるが、それだけのことを雇用を福祉が機能的代替しているとわざわざいわない。同じように、雇用がある場合それが福祉を機能的に代替しているといわないだろう。とすれば、雇用維持政策が所得維持政策を機能的に代替するというのは、雇用を保護することで、所得維持政策のもつ再分配機能を代替するということなのだろうか。つまり雇用とはいっても、それは実質的には福祉だということを意味しているのだろうか。

ここであえて基本的な話をしよう。福祉国家の発展は、類型の別なく完全雇用を前提としており、所得維持政策とは、それでもなお生じる労働力商品化の失敗(不景気や加齢、身体能力の損傷による労働力としての価値喪失)への対応策と考えられる。現金給付が社会権として当然のように与えられる場合や労働市場における地位を反映して福祉資格が与えられる場合、あるいは資産調査に基づいて給付が与えられる場

合,様々であるが、いずれの場合も完全雇用を 前提として所得維持政策が存在する。雇用と所 得維持政策は、労働力商品化と脱商品化という 異なる機能をもつ。

生活保障という点では同じ機能をもつという 主張もありえよう。しかし機能概念を生活保障 というような包括的な考えに基づいて用いる と、本来異なる目的と役割をもつ政策が全て機 能的代替・等価ということで済まされてしま う。機能概念は特定化されなければ、有意味な 分析概念にはならない。

ところで完全雇用の時代が終われば、どのような福祉国家であろうと、福祉の前提となる雇用をできるだけ維持し、拡大しようとするだろう。福祉も就労可能性を高めるように再編される。著者の類型では、雇用維持と所得維持の両方が低い体制をworkfareと呼んでいるが、ワークフェアとは通常1990年代後半に英米でとられるようになった福祉受給者に対する就労義務強化戦略を指すのであって、それ以前の体制をワークフェアと命名するのは適切ではない(起源はそれ以前にあるにせよ)。

Workfareの時代に他の概念を対応させるなら、雇用維持と所得維持両方高い体制、welfare with workはactivationであろうし、雇用維持が低く、所得維持が高い体制、welfare without workはflexicurityとなるだろう(宮本太郎『福祉政治』有斐閣、2008)。著者の呼称には福祉国家の黄金期とそれ以後の変革の時代の用語が入り混じっており、混乱を招く。

話をwelfare through workに戻せば、図1.1 (14頁)では55歳から64歳の男性の雇用率と社会保障の対GDP比を縦横の軸とし、四つの類型の布置状況が示されている。なぜ55歳から64歳の男性の雇用率に限定しているかといえば、著者によれば、この年代において所得維持と雇用維持の機能的等価性が最も顕著だからで

ある(15頁)。しかし著者のwelfare through workという概念は特定の年代だけではなく、システムの特徴として論じられているのであるから、全世代での雇用率をみるとどうなるのかについても検討すべきであろう。

そもそも55歳から64歳までの雇用が特に所得維持と機能的に等価であるというのは、何を根拠にしているのだろうか。この世代の労働生産性は低く、雇用といっても福祉を与えているに等しいということなのだろうか。だとすれば、それは相当に論争的な主張であり、議論の前提というよりは、それ自体が立証すべき課題となる。

評者にとって一層不可解なのは、「日本では 社会支出は低くとも、高い雇用率が維持され、 それが不平等緩和に貢献してきたが、今日政府 にも雇用主にも保護されない非正規雇用が増え たため、労働市場は極端に両極化し、welfare through workはもはや機能しなくなった」とい う主張である(2頁)。

高い雇用率と高い平等性がある時期の日本に 事実として存在していたとして、両者の因果関係は明らかなのだろうか。日本の賃金、さらに は退職一時金やその他の企業福祉において、企 業規模別格差が大きかったことはよく知られて いる。確かに高度経済成長期に格差縮小の傾向 はあったが、1970年代後半にはそのような傾 向は逆転していた。雇用は維持されたが、不平 等化は進んでいた。雇用維持と平等化の間に一 義的な因果関係があるわけではなく、単純な比 例関係もない。

Welfare through workが平等化と無関係であるとすれば、低い社会支出で(周知のように、日本は現在最も高齢化率が高い国であるにもかかわらず、社会支出の対GDP比はようやくOECD平均並みになってきた程度である)、高い雇用率を維持してきたのであるから、welfare

through workはそれなりに機能しているといえるのではないだろうか。welfare through workなるものが高い雇用率を確保するものという理解をしてよいならばであるが。柔軟な雇用がなければ、失業率がもっと高くなっていただろうという主張は、経営者のみならず、経済学者の間にもしばしばみられる。

著者はまた、手厚い雇用保護は通常雇用率を下げるが、日本では両者が両立しており、それは「ジェンダーによる二重システム」によるものであるという。大企業の男性正規雇用者は手厚い雇用保護を享受し、長時間労働や頻繁な職場変更に耐え、他方女性は主にケア提供者であり、パートタイム労働者として、安価かつ柔軟な労働を提供する(12頁)。この指摘に異論はないが、一体大企業以外の男性雇用者はどこにいったのだろうか。

日本では男性雇用者の間でも企業規模別の二重システムが存在していた。中小企業では終身雇用や年功制賃金は大企業のように制度化されておらず、転職率が高かった。確かに日本において「期限の定めのない雇用」が一般化しており、解雇規制が厳しいことは認めるにせよ、「手厚い」雇用保護が非常に限定された部分、著者のいう「大企業の雇用者」に限定されていたことはよく知られている。

日本において労働市場の二重構造は男性雇用者の間ですでに成立していたのであり、ジェンダーによる二重システムはこのような二重構造を再編強化したと考えるべきではないだろうか。ジェンダーによる二重システムが、旧来の二重構造と同じものだといいたいのではない。しかし労働市場の柔軟性をいうのであれば、中小企業、臨時工や季節工といった中心から周辺へと向かう膨大な労働力の存在を無視することはできないはずである。また21世紀に入ると、女性に限らず若年層の非正規雇用率が高くなっ

ており、これもまた二重システムを強化している。

女性の労働力化(労働市場参加)が高まっていることは著者の指摘する通りであるが、このことがwelfare through workを機能マヒに陥れているという主張もまた、雇用率の上昇が平等化と結びつくという前提を取り払えば、疑わしい。女性が安価な労働力として労働市場に動員されることは雇用率を高め、福祉への依存度を抑制するのだから、welfare through workはむしろ効果的に機能しているといえるのではないか。

高度経済成長期が終わってから、日本経済は一貫して周辺的労働力を拡大することで雇用を確保してきた。企業規模別格差は増大し、非正規雇用が増え、格差は拡大してきた。雇用を通じての所得維持にはそもそも再分配機能はないとすれば、これは当然の帰結といえる。問題は、welfare through workの機能マヒではなく、男性稼得者世帯を前提とした家族主義的な福祉レジームが機能マヒに陥ったにもかかわらず、再分配政策が十分に対応してこなかったところにあるように思える。

筆者によれば、welfare through workシステムを実現したのは、アイディアと政党間競争である。筆者が指摘するアイディアは、自民党の保守的なアイディアであり、それは①国家主義②協調主義③生産主義という特徴をもつ(6-7頁)。しかしこの三つの特徴は、スウェーデンのレーン=マイドナー・モデルにも、そのまま当てはまる。より一般的にいって、これら三つの特徴は福祉国家といわれるところでは、どこでも見られる。

福祉国家は当然にも国家の役割を大きくするので、相対的に国家主義的になるし、福祉国家を支えたのは労使和解体制という協調主義であり、福祉国家は生産主義を前提として成立する。 著者の挙げる三つの特徴は保守の特徴ではな く、資本主義の「黄金の30年」の時代にみら れた福祉国家の超党派的合意を反映しているよ うに思われる。したがってこれら三つの特徴を もつ自由民主党がwelfare through workを追求し たといわれても、welfare through workというア イディアは特定できない。

左右対立という党派的な政党間競争があると しよう。平等主義的な左の政党と自由市場主義 的な右の政党が対抗・競争するとすれば、アイ ディアと政党間競争をセットで考えることがで きる。しかし日本の場合、右の自由民主党が welfare through workを推進したのだから、著者 のいうアイディアが、このようなステレオタイ プの左右対立から理解できないものであること は明らかである。

評者の理解する限り、本書のなかにwelfare through workを説明する自民党に固有のアイデ ィアは見出せない。個々の局面でアイディアが 登場したにせよ、それは政党間競争に勝つため の手段以上のものとしては描かれていないよう に思う。

本書にはほかにも論ずべき点が多々ある。た とえば、ハッカーの「政策ドリフト」やポラニ 一の「二重運動」といった概念の理解と使用法 にも疑問がある。しかし肝心要のwelfare through workという概念を評者はうまく理解す ることができず、結局この概念をめぐっていく つかの疑問を提起するだけに終わってしまっ た。優れた業績のみが、読者を挑発し、考える ことを強いる。本書はまさにその証左である。

(MiuraMari. 2012. Welfare through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan. xviii+206pages, Cornell University Press.)

(しんかわ・としみつ 京都大学大学院法学研究 科教授)

世界の最新状況から、成年後見制度を再構築する。 5985円支援とは何か。ケア、介護、消費、福祉など、さまざまな現場と人びとが保護の対象から自身の権利を行使する主体となるための

## 法政大学大原社会問題研究所/菅 《法政大学大原社会問題 研究所叢書》 富美枝

編著

## 法政大学大原社会問題 研究所/原 伸子

ン・日本などの歴史的な事例を通して比較検証する。4725℃で家族政策が主流となっていく文脈を、米・英・独・スウェーでの大人〇年代以降に福祉国家が縮減する過程とグローバル化の一九八〇年代以降に福祉国家が 

橋晴俊、 福眞美

問題など、現代今日の原発・こ るために、日本と諸外国の具体的事問題など、現代社会の諸問題を公共、今日の原発・エネルギー問題、移民 ・例をもとに検討。 4935円への場での熟議を通して解決すいの受け入れ、環境破壊、基地 義 《現代社会研究叢書9》 問題解決 現代社会の

1 • マン

《叢書・ウニベルシタス%・

962

著 《叢書・ウニベルシタス劔》

ォルフガング・ソフスキ

ĺ

る諸問題について考察。佐藤公紀、S発事故、紛争、テロなど、現代社会に自由と安全のどちらを選ぶのか。自然

紀、S・マスロー訳社会に顕著に現われ。自然災害、金融、

①巻 徳安彰訳…5040円/②巻 馬場靖雄・他訳…5460円教育、社会理論など多様なテーマに関して行なった思想史的研究。社会学の可能性を開く新たな社会システム理論はあるのか。法や

-訳…2940円われる安全をめぐ 概、経済不安、原 法政大学出版局

〒 102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-3 TEL 03-5214-5540 / FAX 03-5214-5542

http://www.h-up.com/ ※表示価格は税込みです